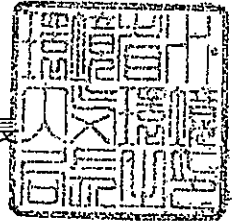




環水大水発第 120327003 号
環水大土発第 120327002 号
平成 24 年 3 月 27 日

都道府県知事
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長



水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 71 号。以下「改正法」という。)が平成 23 年 6 月 22 日に公布され、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成 23 年政令第 366 号)により、平成 24 年 6 月 1 日に施行されることとなった。また、これに伴い、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(平成 23 年政令第 367 号。以下「改正令」という。)及び「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 24 年環境省令第 3 号。以下「改正省令」という。)が、それぞれ平成 23 年 11 月 28 日、平成 24 年 3 月 27 日に公布され、いずれも改正法の施行の日から施行される。

これらの改正は、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が継続して確認されていることを受け、地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の構造等に関する基準を定め、当該基準に適合しない場合の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期点検に関する必要な措置を講ずるための規定を整備したものである。

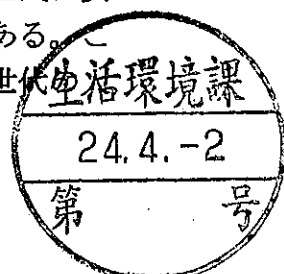
貴職におかれては、改正法の厳正かつ実効性のある施行について、下記に示した事項に十分留意の上、格段の協力及び事業者への適切な指導をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の背景

古来、我が国では、地下水を身近にある貴重な淡水資源として広く利用してきた。現在でも、地下水は、我が国の水使用量の 1 割強、都市用水(生活用水及び工業用水)の約 4 分の 1 を占めるなど、貴重な淡水資源として利用されている。また、近年の気候変動による降雨の変化、災害時の水源の確保等を踏まえれば、将来的にも淡水資源としての重要性は高まると考えられる。さらに、水循環の過程で地下水が地表に現れた湧水が、住民に安らぎの場を提供したり、環境学習の場や観光資源として活用されたりすることもある。こうしたことから、本来清浄な地下水の価値を認識し、その恩恵を現在及び将来の世代へ



間が享受できるよう保全に努めていかなければならない。

しかしながら、近年、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。水質汚濁防止法に基づく措置としては、平成元年以降、有害物質を使用する特定事業場等における有害物質の地下浸透の禁止等の措置を講じてきているが、平成元年以降も、地下水汚染の原因となる行為や事象が継続していることが明らかとなっており、その大半が、事業場等における生産設備・貯蔵設備の老朽化等による非意図的な漏えいであることが確認されている。また、地下水は、一度汚染されるとその回復は困難であることから、将来にわたって地下水の水質を効果的かつ効率的に保全していくためには、その汚染の未然防止を図ることが何よりも重要である。

本改正法は、こうした状況にかんがみ、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検の実施及び結果の記録・保存の義務等の規定を新たに整備したものである。

第2 有害物質貯蔵指定施設等の設置者についての届出規定の創設等（改正法による改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第5条第1項及び第3項並びに改正令による改正後の水質汚濁防止法施行令（以下「令」という。）第4条の4並びに改正省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第3条関係）

1. 趣旨

工場・事業場において、有害物質貯蔵指定施設又は有害物質使用特定施設（公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする場合又は地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）を設置しようとする者に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けることとする。

新たに有害物質使用特定施設として届出が必要な施設は、例えば、工場又は事業場から排出される排水の全量を下水道や令別表第1の第74号に規定する施設に排出している工場又は事業場内の施設などが該当する。

また、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする際の届出事項として、特定施設の設備を加える。

なお、法第6条、第7条、第9条、第10条及び第11条の届出等に関連する規定についても、法第5条第3項の追加に伴う所要の規定の整備を行っている。

2. 法第5条第3項に規定する有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設における届出について（法第5条第3項並びに規則第3条第3項及び第4項関係）

法第5条第3項に規定する有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設における届出事項は、同項各号に定める6事項である。第6号に規定するその他環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施

設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統としている。届出は、規則第3条第4項に規定する様式第1によるものとし、同様式について所要の改正を行っている。

なお、受理書（規則第6条及び様式第4）、氏名の変更等の届出（規則第7条及び様式第6）、承継の届出（様式第7）についても、所要の改正を行っている。

3. 有害物質貯蔵指定施設の定義（法第5条第3項及び令第4条の4関係）

有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設とする。

なお、有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を貯蔵することを目的として有害物質を「貯蔵している施設」であることが要件である。

例えば、生産工程の中に一体として組み込まれ、一時的に有害物質が通過したり貯留したりする工程タンク等、生産施設と一体となった施設については生産施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設に該当しない。また同様に、排水系統において排水溝と一体として組み込まれているためます等は排水系統の設備（排水溝等）、排水処理工程の中に一体として組み込まれている廃液タンク等は排水処理施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設には該当しないことに留意する必要がある。

第3 基準遵守義務の創設（法第12条の4及び規則第8条の2から第8条の7まで並びに改正省令附則関係）

1. 趣旨

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法について環境省令で定める基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守しなければならないこととする。

なお、この規定は、改正前の水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第5条第2項の規定により届出がされている有害物質使用特定施設については適用されないことに留意されたい（第4及び第5の規定についても同様）。

2. 構造等に関する基準について（規則第8条の2から第8条の7まで及び改正省令附則関係）

構造等に関する基準は、有害物質使用特定施設等の施設本体が設置されている床面及び周囲、有害物質使用特定施設等に接続する配管等、排水溝等の設備並びに地下貯蔵施設（有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されるもの。以下同じ。）並びに有害物質使用特定施設等の使用の方法について規定することとする。

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、改正法の施行後に新たに設置される施設（以下「新設の施設」という。）に係る構造等に関する基準に加え、改正法の施行の際に現に設置されている施設（設置の工事がなされているものも含む。以下「既設の施設」という。）については、実施可能性にも配慮した基準を規定するとともに、改正法の施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間に關して必要な定期点検の方法が定められている。

具体的には、以下のとおり、新設の施設を対象とした基準、既設の施設の実施可能性にも配慮した基準を設け、それぞれに対応した定期点検の方法を組み合わせるとともに、既設の施設について改正法の施行の日から3年間適用される定期点検のみの措置の三つの水準の措置を設け、新設の施設については新設の施設を対象とした基準のみを適用し、既設の施設については、改正法の施行の日から3年を経過する日以降、新設の施設を対象とした基準又は既設の施設を対象とした基準のいずれかを適用することとする。なお、新設及び既設の両方の施設が存在する事業場については、新設、既設のそれぞれの施設に対応した基準が適用されることとなる。

(1) 新設の施設を対象とした基準

新設の施設を対象とした構造等に関する基準としている。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認することとする。

(2) 既設の施設を対象とした基準

既設の施設に対する構造等に関する基準としている。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容を新設の施設を対象とした基準よりも充実した内容とすることを基本としている。

(3) 既設の施設について改正法の施行の日から3年間適用される措置

既設の施設については、改正法の施行の日から3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間は、定期点検のみの規定が適用されることとなる。このため、新設の施設を対象とした基準及び既設の施設を対象とした基準に対応する定期点検の内容に比べ、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容をより充実したものとしている。ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には、配慮することが必要である。

この際、既設の施設又は有害物質使用特定施設等に接続する設備の一部を更新する場合については、原則として、更新した部分について新設の施設を対象とした基準が適用されるものとする。また、構造等に関する基準及び定期点検の方法として、規定内容のみでは対応できない施設や規定した内容の他に様々な措置が考えられるため、同等以上の効果を有する措置であれば基準に適合することとする規定を置いている。

これらの構造等に関する基準及び法第14条第5項に規定する定期点検の組み合わせにより、有害物質を含む水の地下浸透を未然に防止しようとするものである。

第4 基準遵守義務違反時の改善命令等の創設（法第8条第2項及び第13条の3第1項並びに令第10条関係）

1. 計画変更命令等に関連する規定について

都道府県知事（法第28条第1項の政令で定める市（特別区を含む。）の長を含む。以下同じ。）は、有害物質使用特定施設等の届出があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設等が構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができ

ることとする。

2. 改善命令等に関する規定について

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の設置者が構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法について改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができることとする。

第5 定期点検義務の創設（法第14条第5項並びに規則第9条の2の2及び第9条の2の3関係）

1. 趣旨

有害物質使用特定施設等の設置者は、当該施設について、環境省令で定める方法・頻度により定期点検を実施し、その結果を記録し、保存しなければならないこととする。

2. 定期点検の実施について（規則第9条の2の2関係）

定期点検は、有害物質使用特定施設等の施設本体が設置されている床面及び周囲、施設本体（地下貯蔵施設を除く。）、有害物質使用特定施設等に接続している配管等、排水溝等の設備並びに地下貯蔵施設並びに有害物質使用特定施設等の使用の方法に対して規定することとする。また、構造等に関する基準及び定期点検の方法のうち、同等以上の効果を有する措置に対しては、講じられている措置に応じ、適切な方法及び頻度で定期点検を行うものとする。なお、事業場において、新設の施設を対象とした基準が適用される部分、既設の施設を対象とした基準が適用される部分、既設の施設において構造等に関する基準が猶予される部分が混在している場合には、それぞれの部分において適用される基準に応じて定期点検を行うこととする。

3. 定期点検結果の記録について（規則第9条の2の3関係）

定期点検結果の記録は、点検した日から起算して3年間保存しなければならない。また、点検の結果の記録においては、点検を行った有害物質使用特定施設等、点検年月日、点検の方法及び結果、点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名並びに点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録することとする。

さらに、定期点検によらず、有害物質使用特定施設等に係る異常等が確認された場合には、異常等が確認された有害物質使用特定施設等、異常等を確認した年月日、異常等の内容、異常等を確認した者の氏名及び補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録し、これを3年間保存するよう努めることとする。なお、この定期点検によらない点検については、法第33条第3項の罰則は適用されない。

第6 浄化措置命令等（法第14条の3及び規則第9条の3関係）

有害物質貯蔵指定施設を規制対象に追加したことに伴い、有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対しても地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができることとする。

第7 報告及び検査（法第22条及び令第8条関係）

環境大臣又は都道府県知事は、法の施行に必要な限度において、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者に対し、必要な事項に関し報告を求め、その職員に当該事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができるものとする。

これに伴い、新たに法の届出対象とされた施設を設置する事業場の設置者又は設置者であった者に対しては、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第5条第3項第6号の環境省令で定める事項（第2の2. 参照）について報告を求めることができることとする。また、有害物質使用特定施設等に関して検査させることができるものとして、有害物質貯蔵指定施設及びその関連施設、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を加えることとする。

第8 適用除外（第23条関係）

今回の法改正により、法第23条第2項が改正されたが、これは従来の整理を踏まえ、同項に掲げる事業場又は施設については、一部の法の規定が適用されず、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより措置することとしたものである。

第9 罰則規定

1. 第4の改善命令等に違反した者に対する罰則規定を次のとおりとする。

法第13条の3第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（法第30条）。

2. 第5の定期点検に係る規定に違反した者に対する罰則規定を次のとおりとする。

法第14条第5項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する（法第33条第3項）。

第10 経過措置（改正法附則関係）

1. 既設の有害物質使用特定施設の届出（改正法附則第2条）

改正法の施行の際、現に水濁法第5条第1項の規定によりされている届出は、法第5条第1項の規定によりされた届出とみなすこととする。これは、改正法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設で、法第5条第1項の規定により既に届出がなされているものについては、事務負担を軽減する観点から、改めて届出を行う必要はないこととしたものである。しかしながら、既設の施設についても、改正法の施行の日から3年経過した後は、法第12条の4の構造等に関する基準が適用されることとなるため、既設の施設の構造等に関する実態の把握や必要な指導など、改正法の円滑な施行に努められたい。

2. 既設の有害物質使用特定施設（法第5条第1項又は第2項の規定に該当する場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の届出（改正法附則第3条）

改正法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設（法第5条第1項又は第

2 項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしているものを含む。)又は有害物質貯蔵指定施設の設置者については、改正法の施行の日から 30 日以内に、法第 5 条第 3 項に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

3. 既設の有害物質使用特定施設等に対する適用猶予（改正法附則第 4 条）

改正法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設（法第 5 条第 2 項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしているものを含む。）及び有害物質貯蔵指定施設の設置者については、改正法の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、法第 8 条第 2 項（計画変更命令）、同第 12 条の 4（構造等に関する基準の遵守義務）及び同第 13 条の 3（改善命令等）の規定は適用しないこととする。

第 11 関係諸法律等の改正

1. 法律改正

今回の法改正により、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）について、所要の改正を行ったが、条項の移動等によるものであり、実質的意義を伴う改正を行ったものではない。

2. 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則等の改正

改正法において、特定施設（有害物質使用特定施設に限る。）の届出に当たり届け出る事項に「特定施設の設備」を加えたことに伴い、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和 48 年総理府令第 61 号）の一部を改正し、瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による許可の申請並びに第 7 条第 2 項、第 8 条第 4 項及び第 9 条の届出に当たり、有害物質使用特定施設に該当する場合には、申請事項又は届出事項に「特定施設の設備」を加えることとしたものである。詳細については、別途送付される「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正について」（平成 24 年 3 月 27 日付け環水大水発第 120327001 号、環境省水・大気環境局長通知）及び「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正に伴う申請・届出様式の記載等について」（平成 24 年 3 月 27 日付け環水大水発第 120327002 号、環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長通知）を参照されたい。

なお、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成 6 年総理府令第 25 号）についても改正を行ったが、規則様式第 1 の別紙の追加に伴う整理を行ったものであり、実質的意義を伴う改正を行ったものではない。

第 12 その他

1. 各地方公共団体の条例との関係

法による構造等に関する基準及び定期点検の方法は、すべての有害物質使用特定施設等に対して全国一律のものを定めているものであり、それぞれの地方公共団体において、その地域の実情に応じて、別段の規制を課すことは従来どおり容認されている。したがって、法が対象としていない事項を法と同一の目的で規制すること及び法が対象としている事項をより厳しく規制することが可能である。

なお、構造等に関する基準を遵守していない場合の事業者に対する法第 13 条の 3 第 1 項の規定に基づく改善命令及びそれに従わない場合の法第 30 条の規定に基づく罰則については、条例に基づく規制部分を遵守していない場合には、法のそれらの規定は適用できず、すべて条例で定めなければならない点に留意が必要である。この点は、水濁法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例とは区別される。

2. 関係機関との連携

(1) 下水道担当部局との連携

法第 5 条第 3 項に該当する有害物質使用特定施設には、例えば、工場又は事業場から排出される排水の全量を下水道に排出している工場又は事業場内の施設が該当するが、改正法の施行に伴い、公共用水域に水を排出しないこれらの施設についても同項に基づく届出が必要となるので、水質汚濁防止法担当部局は、下水道担当部局との連携を密にとり、法の円滑な施行に支障を生ずることのないよう留意されたい。

(2) 消防法担当部局との連携

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく規制対象となるガソリン等油類を貯蔵する施設について、当該施設は有害物質を含む水を貯蔵することを目的とする施設には該当せず、したがって有害物質貯蔵指定施設には該当しないことから、法に基づく構造等に関する基準の遵守義務等の適用は受けない。しかしながら、これらの施設からの漏えいに起因する有害物質による地下水汚染が確認されていることから、水質汚濁防止法担当部局は、消防法担当部局と連携を密にとり、これらの施設等が原因となって地下水汚染が発生した場合の対応や施設の廃止後の適切な対応が図られるよう留意されたい。

3. 改正前の様式の取扱いについて

改正省令では、設置（使用、変更）届出（様式第 1）、受理書（様式第 4）、氏名の変更等の届出（様式第 6）及び承継の届出（様式第 7）の様式について所要の改正を行っているが、地方公共団体に現存する用紙の有効利用、従前から届け出ている事業者への配慮等の点から、改正省令の施行後も、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。